

令和5年度（公財）日本中学校体育連盟剣道競技部申し合わせ事項

申し合わせ事項は「剣道試合・審判規則第1条」に基づくものであり、規定外の事態は一般社会の常識で判断するものである。

【剣道試合・審判規則に関わる事項】

- 1 サポーター等（足袋、テーピング、コルセットを含む）の使用
 - (1) 医療上必要と認められた場合に限り使用を認める。使用する場合は届け出た上で、使用する。（成長過程における現状を把握するため）
 - (2) サポーターなどは、肘、膝などにつける物を足につけたり、ゴムや革及び滑り止めを底に張った物等の使用は禁止する。（相手に危害・公正さの観点から）
 - (3) 指先単独でのテーピングは届け出は不要とする。
 - (4) 届け出と違う物を使用した場合は、替えさせる。
- 2 面
 - (1) 面金を黒塗りにした面など、通常の色でない面の使用を禁止する。ただし、日常の稽古や練習試合での使用については特に制限を設けない。
- 3 竹 刀
 - (1) 平成10年11月10日付 全剣連指導指針「竹刀の先革先端最小直径値計測方法」による。
 - (2) 平成31年4月1日改正、全剣連剣道試合・審判運営要領「ちくとうの最小直径値の計測方法」による。
 - (3) 不正竹刀を使用した場合は、試合規則第19条1、2、3を適用する。ただし、予選リーグにおいては補員の起用は認めない。決勝トーナメント戦においては、次の試合から補員の起用を認める。
 - (4) 不正竹刀とは、「ビニールやセロテープを巻いた物」「異物（先革の芯、柄頭のチギリ以外の物）を混入した物」「検印のない物」を指す。
- 4 公正を害する行為
 - (1) 「変形な構え等の防御態勢」をとった場合は、1回目は「合議」の上、「指導」、2回目以降は「合議」の上、「反則」とする。
- 5 突き技
 - (1) 禁止として反則とすることもある。（技としては反則とする）
- 6 上 段
 - (1) 上段の構えはとらせない。隻腕についてはその都度協議する。
- 7 二 刀
 - (1) 使用させない。
- 8 片手打ち
 - (1) 有効打突としない。
- 9 試合開始
 - (1) 主審の「始め」の宣告で完全に立ち上がって開始させる。（不適切な場合は、指導する）
- 10 主審の宣告
 - (1) 反則の宣告が簡略化されたが、（公財）日本中体連剣道競技部では「第3章第37条」～特に宣告に際し必要を認めた場合は、その理由を述べるができる～を教育的配慮として適用する。

【試合運営に関わる事項】

- 1 試合者要領
 - (1) 団体戦では、先鋒戦及び最後の試合者の対戦の場合、監督、選手ともに正座する。個人戦においての監督も同じとする。
- 2 華美への配慮
 - (1) 校名・校章等の刺繍（剣道着・袴）は、大きさ、色を含めて華美にならないように配慮する。
 - (2) 面乳革は、大きさ、色、模様を含めて華美にならないように配慮し、色は黒色または紺色とする。
 - (3) 柄革は、滑り止め（ゴム等）や模様等のない無地のもので、白色とする。
※ ただし、日常の稽古や練習試合での使用については、その限りではない。
※ 柄革の上端（折り返し部分）の色・模様については、特に制限を設けない。
※ 滑り止め（ゴム等）のついた柄革の使用は禁止する。

申し合わせ事項解説

「4 公正を害する行為」について

- ・ 「変形な構え等の防御姿勢」をとった場合は、1回目は「合議」の上、「指導」、2回目以降は「合議」の上、「反則」とする。

変形な構えについての共通理解事項

(平成24年度作成)

- (1) 「変形な構え」とは
 - ・ 左拳を概ね目線より上にして、面・右小手・右胴を同時に防御する形をいう。
- (2) 「指導・反則」とならない場合
 - ・ 中段の構え等からの「応じ技」途中の姿勢
 - ・ 鏝競り合いや体当たりでの「身体的圧力」及び「攻め」による一瞬の崩れ
- (3) 見極めの留意事項
 - ・ 「変形な構え」に近い形が認められても左拳の高さが目線に達していない場合が多いので、左拳の位置を確認の基準にする。また、剣先(けんせん)が下がっているかどうかをよく見極める。
 - ・ 「変形な構え」で相手の打ちを待つ状態が確認された場合は、後から技が出ても「応じ技」途中の姿勢とは判断しない。

【指導・反則の宣告方法】

◇ 主審が合議をかける(主審の専決事項)

(1) 「指導」をとる場合

主審は選手を開始線に戻し「指導」をとる選手に近づき、審判旗を右手に持ち左手拳を明確に頭上(目の位置より高く)に上げ、「変形な構え」が認められたため「指導」をとることを説明する。次に定位置に戻り審判旗を一方に持ち、宣告を行う側の選手に対し、指を揃え手の平を内側にして、指先で概ね選手の前垂を指すように腕を上げ、「指導」と発声し宣告を行う。

(2) 「反則」をとる場合

「指導」と同じ要領で「反則」をとることを説明する。次に主審は定位置に戻り、他の反則と同じ要領で、旗を斜め下方に上げ、「反則〇回」と宣告する。

(3) 確認事項

- ・ 1回目は「合議」の上「指導」、2回目以降は「合議」の上「反則」とする。

【掲示板への記入方法】

指 赤色地に白抜き文字「指」を掲示する。

「公正を害する変形な構え」の指導は1回のみ。次からは反則となり、掲示板の

指は残し、▲(反則)を新たに掲示していく。

【「変形な構え」を指導・反則事項とした理由】

生涯剣道のために大切な基礎基本を身につけなければならない中学生の時期に防御の効率のみを優先して、左拳を極端に身体の中心から外して防御に頼ることは、剣道の正しい修得を妨げるものである。剣道は一方を防御すれば一方に隙が生じ、打つときは打たれるときである。その緊張感と迷いを鍛錬と経験則による瞬時の判断で拭ききって勝負に出るところに醍醐味がある。

したがって、特に「突き技」を禁止している中学生の試合では、三カ所を同時に防御するという「変形な構え」は、左手が定まらないという見苦しさだけでなく、心の面でも剣道の良さを否定することにつながるものである。更には、いたずらに試合時間を引き延ばす結果にもなっている。

以上の理由により（公財）日本中学校体育連盟剣道競技部では「変形な構え」を指導・反則とした。

「6 上 段」について

- ・ 上段の構えはとらせない。隻腕についてはその都度協議する。

隻腕についての共通理解事項（平成23年度作成）

各都道府県で、隻腕の競技者が確認された際は、速やかに専門委員長がブロック長へ報告するとともに、「構えが公正を害する行為」とならないよう指導する。

- 「構えが公正を害する行為」となるとは
 - 片手上段で面を防御するとともに、竹刀の鏝元を所持して柄で小手を防御し、一方の腕（小手・袖等）で胴を防御するなど、三カ所を同時に防御することをいう。
- 指導する理由
 - ・ 中学生には「突き技」を禁止している。
 - ・ 中段の構えにおいても「面」「小手」「胴」を同時に防御する「変形な構え」をとった場合は「指導」「反則」の対象となる。
 - ・ 公平性、平等性等を考慮し、下記の指導をする。
- 指導内容
 - ・ 竹刀の柄頭を所持し構えるよう指導する。
 - ・ 「鏝競り合い」及び「打つ直前」の鏝元所持は良い。

※ 上記の指導は大会直前では、競技者の身体的精神的負担が大きいため、極力早期に報告と指導を行い、監督や競技者が練習に生かせるよう配慮する。

令和5年度「重点指導事項」について（お願い）

令和4年度第52回全国中学校剣道大会の運営及び試合・審判についての反省と今まで引き継がれてきた課題から、本年度の愛媛大会に向けて「重点指導事項」を策定いたしました。
つきましては、下記の項目について、各都道府県の大会や強化会・講習会等での積極的な指導をお願いします。

記

1 申し合わせ事項についての徹底

- (1) 「申し合わせ事項」（別紙）についてのご理解とご協力、指導の徹底をお願いします。

用具・着装全般（文字等を含む）について従来の伝統的な色や形を安易に変える傾向が若干見られますが、極力「申し合わせ事項」には加えず「指導」の形で対応します。規則に固執することなく「質実」という伝統文化の良さを積極的にご活用いただき、ご協力をお願いいたします。

2 礼法について

- (1) 蹲踞の「始め」と「終わり」を正確・丁寧に行う。
※ 「始め」抜きながら蹲踞する。
※ 「終わり」納刀した後、右手を右太股においてから立ち上がる。
◇ 詳しくは、剣道指導要領P44、45参照
- (2) 団体の礼の前後や選手交替時における余計な所作は改める。
※ 円陣を組んでの発声やパフォーマンス・胴づき、握手など
◇ 全日本剣道連盟剣道試合・審判運営要領「その他の要領」5項参照

3 その他

- (1) 危険かつ見苦しい暴力的行為は、徹に慎むようご指導ください。
(2) 「安易な左拳を中心線から外す、防衛姿勢をとらせない」といわれる「公正を害する変形ないの解消途中」で、今後は空費が目的と思われる打ちを継続する場
(3) 「鏢競り合いません。反則行為としてご指導ください。面が見受けられま
(4) 面紐の長さは結び目から40センチメートル以下です。長いものが見受けられま
(5) 袴など華美にならぬようご指導ください。また、学校代表として出場して
(6) 試合者の名札は、生徒役員が判読しやすい字体にしてください。
(7) 試合者が、試合中に中止要請をする場合、「タイム」と発声するようご指導ください。

※ 本年度の全国中学校剣道大会競技規則は、（公財）全日本剣道連盟「剣道試合・審判規則」及び令和5年度（公財）日本中学校体育連盟剣道競技部申し合わせ事項による。更に、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判の方法として、以下を含めた試合・審判の方法とする。

- ① 令和4年 5月27日 （公財）全日本剣道連盟発『主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン【暫定的な試合・審判の方法】』
- ② 令和5年 4月 1日 （公財）全日本剣道連盟発『新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判法』
- ③ 令和3年 2月 （公財）日本中学校体育連盟剣道競技部長発『全日本剣道連盟主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン』
- ④ 令和4年10月11日 『四国全中剣道審判員共通認識事項』

四国全中剣道 審判員 共通認識事項

今年度の「四国全中」の開催に向けて、四国各県が一丸となって準備を進めています。

昨年度の北海道全中の反省、(公財)日本中学校体育連盟剣道競技部のブロック長会議で協議されたことなどをふまえて、(公財)全日本剣道連盟や(公財)日本中学校体育連盟剣道競技部の先生方にご指導いただきながら、「四国全中剣道 審判員 共通認識事項」を以下の通り作成しました。

「日本中学校体育連盟剣道競技部申し合わせ事項」や「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法」などに関する認識のずれを修正し、各県の審判員が共通の認識を持って取り組んでいきたいと考えています。

正しい共通認識は、審判員のみが試合の時だけ気をつけるのでは、浸透は図れません。大会のみならず、錬成会や講習会、日々の稽古など様々な場面で、選手や指導者とともに共通理解を図る場面を設けることが重要だと考えます。また、令和5年度から段階的に始まる部活動の段階的な地域移行を見据え、(公財)日本中学校体育連盟の剣道競技部だけで共通理解を図るのではなく、道場やスポーツ少年団、地域クラブ活動など他団体とも連携を図っていくことも重要です。そのような様々な指導の機会に、本共通認識事項を活用いただければ幸いです。

今後、各県・各ブロックの成果や課題などのご意見をいただきながら、本共通認識事項を更新して参ります。

選手や指導者、審判員が共通の認識を持ち、一体となって良い試合の場を醸成していくことができるよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

1 (公財)日本中学校体育連盟剣道競技部 ブロック長会議より

(1) 令和5年4月1日に全日本剣道連盟試合・審判委員会から発出された「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法」「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判法運用の質問事項及び解説」は、中体連でも適用される。

○ つば(鏢)競り合い解消に至る時間は「一呼吸(目安としておよそ3秒)」。

○ つば(鏢)競り合いを解消する場合は双方がバラバラに下がらない。また、双方が徐々に下がるのではなく、正しい「つば(鏢)競り合い」から鏢と鏢で競り合う(押し合う)力を利用して一気に下がる。

○ マスクの着用について

【選手】 ・面をつけている時・面マスクまたはシールドを着用する。
・面をつけていない時・個人の判断とする。

【審判員】 ・マスクは着用しない。ただし控え席でのマスク着用は個人の判断とする。

(2) 一気に下がる指導と反則について

○ つば(鏢)競り合いの分かれ方は今まで通り。一気に下がることを指導していくが、それができていない場合、直ちに反則にはならない。ただし、お互いに気持ちを合わせて分かれられない場合や再三繰り返されるような場合は反則が適用されることもある。

(3) つば(鏢)競り合いの際、裏交差になっている場合は、正しいつば(鏢)競り合い(表交差)に戻してから、或いは戻しながら解消する。再三繰り返したり、意図的な行為と判断されたりした場合は、合議の上、反則を適用する。

○ 裏交差のまま分かれると直ちに反則になるものではなく、意図的に裏交差にする場合や、一方が表に戻そうとするとこを合わせずに分かれる場合などを繰り返し、明らかに公明正大に試合をしていない場合について反則の対象とする。

○ 令和4年度の重点指導事項に記載されていた「指導を行い」の文言は、削除する。試合の中で「同じことを繰り返せば次は反則を適用する」という注意喚起としての「指導」ではなく、日常の稽古の中での「指導」という解釈であったが、表記の仕方により捉え方にずれが生じていたため削除した。

文言が削除されただけなので、正しいつば(鏢)競り合い(表交差)に戻してから、或いは戻しながら解消することについて、今後も継続して指導をお願いしたい。

(4) 団体戦の代表者戦、個人戦での延長戦について

○ 延長戦は2分ずつ区切って行う。

・ 試合時間3分⇒延長2分⇒延長2分⇒【小休止（深呼吸をする程度）】

⇒延長2分⇒延長2分⇒【面を外して休息・給水】

※上記を繰り返す。

【小 休 止】⇒開始線で10秒程度の深呼吸。

【休息・給水】⇒立ったまま納刀し、待機場所に戻って面を外し、所定の場所で水分補給を行う。時間は3分とする。

2 審判員共通認識事項

(1) 接触した瞬間の技の見極めについて

○ つば(鏢)競り合いの定義(剣道試合・審判・運営要領の手引き P9 参照)を理解し、接触した瞬間(または体当たり直後)の引き技なのか、相互に分かれようとしている途中に出された技なのかを見極め、適切な判断をする。

○ 打突の強度だけにとらわれず、打突の機会等を加味し、有効打突を見極める。

→試合者が積極的に技を出すことは、つば(鏢)競り合いの回避や試合の活性化につながる。

(2) つば(鏢)競り合いの定義について

「剣道試合・審判・運営要領の手引き」 P9 三「規則の解釈と運用」 2「つば(鏢)競り合いについて」

つば(鏢)競り合いは、鏢と鏢とが競り合って互いが最も接近して緊迫した間合である。つば(鏢)競り合いは攻防や打突行動の中から発生した相対関係である。

(3) 「一呼吸(目安としておよそ3秒)」について

○ 目安の根拠・成人安静時の1分間の呼吸数は約12回から20回とされていることを参考に「一呼吸≒およそ3秒」となった。

(4) 「一呼吸(目安としておよそ3秒)」で分かれることができなかつた場合の審判員の対応について

○ 剣道試合・審判規則第1条に則り、公明正大に試合ができていないと判断した場合は反則となる。

○ 一気に下がる部分は指導していくが、気持ちを合わせて下がっていれば反則とはしない。

○ ゆっくりと下がりて時間空費をしたり、相手と気持ちを合わせずに下がらせたりするなどの行為は、第1条に照らして反則とする。

○ 「一気に」というのは、必ずしも1歩ではない。一呼吸(目安としておよそ3秒)の間で2～3歩かけて間を切ることもあり得る。

※ 正しいつば(鏢)迫り合いと分かれ方について、指導者・選手に指導していくことが重要である。

※ 再三(2～3回程度)繰り返したり、意図的な行為と判断されたりした場合は、合議の上、目的と現象を見極めて反則を適用する。

(5) 公明正大に試合ができていないと判断される攻防について

○ 防御姿勢(打突の回避)で中間に入り、その間合で姑息な勝負を仕掛けて公明正大に試合が行われていないと判断される場合は反則とする。

○ 中間で「技も出さない」「下がる」という形で時間を空費していると判断される場合は反則とする。

・ 技が出せない状態に陥って、一方の選手が積極的に分かれる努力をしているのに、もう一方の選手がつば(鏢)競り合いになっていないからといって、分かれる努力をしなかったり、不当な行為(竹刀を叩く、押さえる、払う、巻く、さがっている相手に対して追い込むなど)を行ったり、姑息な打突をしようとしていたりしていると判断されたとき、反則の適用はあり得る。

(6) 中間での攻防や打突、解消に関して今後の様々な機会に指導していかなければいけない内容について

○ 一旦正しいつば(鏢)競り合いになり、一呼吸(目安としておよそ3秒)以内に技が出ない場合、試合者は積極的に分かれる。

- 攻防の在り方によっては、必ずしもつば(鏝)競り合いにならなくても深い間合いに入ってしまう、技が出せない状態になることもあり得る。その場合は、双方が積極的に分かれる努力をする。日本剣道形4本目「切り結んで相打ちとなった後、双方同じ気位で互いに鑄を削るようにして相中段となる」このように、双方気を抜かず立ち合いの間合いに分かれる方法もある。(ただし、気を抜いて勝手に下がると打突される可能性があるため、気を抜かずに双方合気で剣先が完全に触れない位置まで分かれる。)
 - 途中で止まらず、打ち抜けた後の振り向きざまの機会を打突したり、体当たりしてから技を出したりするなど、技につなげる。
- (7) 全日本剣道連盟試合・審判委員会から発出された『新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判法運用の質問事項及び解説』「2 質問事項」(2)の解説「再三(2～3回程度)繰り返したり、意図的な行為ならば合議の上、目的と現象を見極めて反則を適用する」の解釈の整理について
- 明らかに意図的な行為であれば即座に反則とする。
 - 意図的な行為とは断定できないものの、疑わしい行為が再三繰り返されれば反則とする。
- (8) 分かれの宣告について
- 『新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判法運用の質問事項及び解説』「2 質問事項」(6)に記載してある通りとする。
 - 膠着した場合は「分かれ」をかける。「分かれ」をかける場合は正しい「つば(鏝)競り合い」を行っている事が前提である。基本的に膠着がみられる場面はごく限られているため「分かれ」の多発にならないようにする。また、安易に両者反則としない。
- (9) 合議について
- 合議の最中にジェスチャーは行わない。口頭で合議を行う。
 - 合議は相談ではなく、確認である。短時間で行う。
- (10) 合議後の説明から反則の宣告までの流れについて
- 主審が定位置に戻ったとき、選手は開始線に出てきて構え直す。その後、選手に近づいて説明を行った後、反則を宣告する。
- (11) 反則を適用する際、反則名は宣告するのかどうか
- **選手に説明をしたうえで「反則1回」と宣告**する。(反則内容は監督にも聞こえるように説明する。)
※「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法運用の質問事項及び解説」(4)参照
- (12) 「押し出しの反則」なのか「場外反則」なのかの見極めについて
- 「剣道試合・審判・運営要領の手引き」 P25 〈主な事例の解説〉
- 〈事例5〉体当たりと押し出しとを区別する判断の基準はあるか。
- ① 打突後の体当たりや相手を崩して打突するなど、打突に結びつく行為でなければ不当な押し出しになる。
 - ② 打突の意志がなく、押し出す目的であったのか否かを見極める。
 - ③ 堪えられる程度の接触なのか否かを見極める。
- (13) 竹刀を落とした場合の判断について
- 竹刀を落とした者の「反則」とする。ただし、相手の竹刀を落とすことを目的とした暴力的な行為(何度も竹刀をたたくなど)であれば、行為を行なった者の「反則」とする。
- 「剣道試合・審判・運営要領の手引き」 P25 〈主な事例の解説〉
- 〈事例3〉一方が自分の竹刀で相手の竹刀を強く叩いて落とした。強く叩いた側が反則になるか、それとも落としてしまった側が反則になるか。
- ① 攻防の中で叩いたのであれば不当な行為にはならない。落とした側を反則にする。
 - ② 強く叩いた行為が見苦しい場合は、第1条の本規則の目的に照らして反則にする。

(14) 変形な構えに対する左小手への打突について

- 有効打突の要件・要素を満たしていれば1本となる。

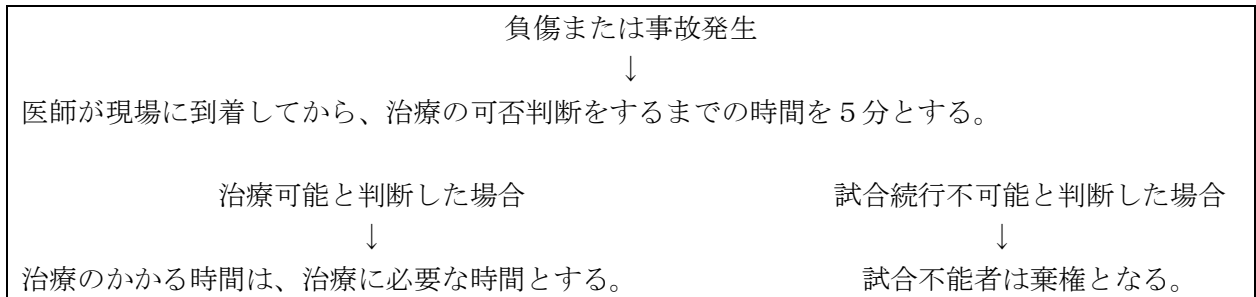
(15) 片手を放しての防御姿勢について

- ・ 返し胴を打突した後など、後打ちを避けるために右手で竹刀を持ち、竹刀および右手・右腕で面、柄部で小手、左腕で胴を隠して防御する行為。
- ・ 身体接触等で崩されて片手が竹刀から離れた際、同様な形で相手の打突を避けようとする行為。等

- 一瞬ではなく一定時間以上その姿勢を取った場合、原因と現象を見極めて反則を適用する。

(16) 負傷または事故発生時の対応について

- ① 試合者が負傷などした場合は、次の要領で処置をする。



- ② その時の状況により、審判主任の判断で相手選手の対応をする。監督からの指導は認めない。審判員についても試合者に準ずる。

※ (公財) 全日本剣道連盟剣道試合審判規則・細則第2節「審判の処置」による。

(17) 異議の申し立てについて

- 北海道全中において、錯誤もなくジェスチャーもふまえて明確に示された反則や指導であるにも関わらず、異議の申し立てが行われる場面があった。

「全日本剣道連盟剣道試合・審判規則」 P22 規則

第35条 何人も、審判員の判定に対し、異議の申し立てをすることができない。

第36条 監督は、この規則の実施に関して疑義があるときは、その試合者の試合終了までに、審判主任または審判長に対して、異議を申し立てることができる。

- 規則の実施に関して、監督自身の理解が不十分な場合や、選手を一旦落ち着かせるような意図などで異議の申し立てが行われる疑いがある時などは、審判主任や審判長は毅然と対処する。

(18) 「公正を害する行為」と「時間空費」の見極めについて

- 時間空費を目的として公正を害する行為を行うことも考えられるため、総合的に判断する。

- 公正を害する行為

- ・ 意図的に表から裏交差にする行為
- ・ 分かれる際に不要な動き(おさえる、巻く、逆交差にする、肩にかけて分かれるなど)をする行為

- 時間空費

- ・ 意図的にゆっくり下がる。または、相手を下がる行為
- ・ 勝負の回避、手元をあげて相手に接近する行為

※ 審判3名の中で、2名は時間空費、1名は公正を害する行為というように判定が割れる場合もある。

(19) 主審の専決事項と副審からの合議について

- 「剣道試合・審判規則 同細則」 P18 規則 第2章審判 第1節審判事項 および

「剣道試合・審判・運営要領の手引き」 P8 「合議」

- 「剣道試合・審判規則 同細則」 p16 規則 第24条③ 「副審は…運営上主審の補佐をする。なお、緊急のときは、試合中止の表示を宣告することができる。」

- ・ 不当な「つば(鏝)競り合い」および意図的な「時間空費」や「防御姿勢による接近する行為」以外で主審が見えていないところで、危険・違法・不当な行為があったとき（場外に出たか出ていないか、竹刀を離し操作不能になった、相手の竹刀を握った、刃部を握ったなど、見落としや見誤りがあった場合など。）

- 一方の試合者が不利益を被るようなことはあってはならない。暫定的な試合審判法に関する判定について、誰が主審になっても主審の専決事項を適切に判断できるよう、数多くの研修の機会を設けていきたい。
- ※ 審判研修の一環として、暫定的な試合審判法に関する共通理解を十分に図るために、地区大会や県大会において、副審からの合議を認める形で実施することがあるかもしれない。その際は、上記に示した主審の専決事項や副審の任務についての共通理解を図った上で実施する。

(20) 審判旗の巻き方について

- 審判旗の巻き方(縦巻きか横巻きか)に決まりはない。大会ごとの申し合わせ事項により決定する。最近の大会では一般的に横巻が採用されている。四国全中では横巻を採用する。

(21) 「変形な構え等の防御姿勢」について

- 「変形な構え」で微妙な場合は複数回見ること。明らかな場合は即指導をとる。左拳の位置、剣先（けんせん）の上がり具合が判断基準となるが、微妙な形を繰り返す場合、合議を掛けて確認をする。
- ※ 変形な構えによる防御姿勢で相手に接近するなど、意図的に勝負を回避する行為は、反則を適用する。

(22) 試合開始時の蹲踞・「始め」の宣告について

- 正しい蹲踞、竹刀と目印をきちんと確認してから「始め」の宣告を行う。
- 開始線で蹲踞もしくは構えた状態で、選手の竹刀や体が動いている場合はきちんと静止させる。

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法の「不当なつば(鏝)競り合い」や「時間空費」ばかりに気を取られがちであるが、これは、今までの全日本剣道連盟剣道試合・審判規則、細則の変更ではない。『剣道試合・審判・運営要領の手引き』P9、三「規則の解釈と運用」2「つば(鏝)競り合いについて」の文言の具現化が感染予防に効果が大きいことから解釈をより厳格化し規則の運用を行うものである。

また、全日本剣道連盟剣道試合・審判規則、細則に則り、試合を運営するための審判員の所作事、剣道試合・審判規則、細則の適切な運用、何より有効打突や禁止事項等について「見落とし」「見逃し」「見誤り」がないよう審判員は襟を正し、研修を行うことが肝要である。

そのうえで、指導者として正しい指導を行うことが、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法の趣旨にもある「構え合って攻め合う試合展開。」「姑息な勝負の仕方を是正し、反則ギリギリの勝負ではなく真っ向から勝負をする態度を養う。」「試合者と審判員が一体となって、良い試合の場を醸成する。」ことにつながるものとする。

審判員は上の趣旨を十分に理解し、試合者に対して反則ギリギリの勝負ではなく真っ向から勝負する態度を、試合を通じて養わなければならない。

各県・各ブロックで暫定的な試合審判法の趣旨について共通理解を図る機会をしっかりと作っていただき、その趣旨に基づいた議論が進むようによりしくお願いします。

【本件に関する問い合わせ先】

(公財)日本中学校体育連盟剣道競技部 四国ブロック長

まんのう町立満濃中学校(香川県)

教諭 西山和輝

0877-73-2107 (学校 TEL)

0877-73-4685 (学校 FAX)

manno-j@manno-j. edu. town. manno. kagawa. jp(学校代表アドレス)

※原則、各地区ブロック長や各県専門部長を通してご連絡ください。